

第6節 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

1 高齢者虐待の防止

現状と課題

近年、高齢者の増加に伴い、全国的に虐待の発生件数も増加の傾向がみられています。高齢者への虐待を防止するためには、身近な人をはじめとした地域でのきめ細かな見守りや、生活に困難や課題を抱える人に対してできるだけ早く適切な支援をすることが重要です。

また、親族からの虐待など、発見が困難な場合があることから、平成18年4月から施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」によって、高齢者虐待に気付いた人には市町村に通報する義務が生じるとともに、市町村には立ち入りの権限が与えられています。

市町村においては、虐待の防止や早期発見から個別支援に至る各段階において、虐待の恐れのある高齢者やその家族などへの多面的な支援を行うため、高齢者虐待防止ネットワークなど、関係機関・団体との連携、協力に取り組んでいます。

また、県では、市町村職員や介護施設職員等を対象に高齢者虐待防止・身体拘束廃止を正しく理解して取り組むための研修会などを行っています。

※高知県における高齢者虐待件数の推移（事実が確認された件数）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
養介護施設従事者等	5	2	2	3	2	3	6	5	4	14	12
養護者	112	118	116	103	76	55	84	82	70	85	85

◇ 高齢者虐待とは

「親族や高齢者と何らかの人間関係をもつ者により高齢者に加えられた行為で、高齢者の心身に深い傷を負わせ、高齢者の基本的人権を侵害する行為」で、次の5つに分類することができます。

- ①身体的虐待（身体的な暴力や高齢者本人の意思に反して身体を拘束する虐待のことをいいます）
- ②介護・世話の放棄・放任
- ③心理的虐待（叱りつける、侮辱、脅迫するといったように言葉の暴力による虐待ですが、無視するという行為も含まれます）
- ④性的虐待（性的暴力または性的いたづらをする行為です）
- ⑤経済的虐待（年金等を渡さない、勝手に使うといった行為や高齢者の不動産等を勝手に処分するなどの行為をいいます）

今後の取組

○高齢者虐待防止に関する広報・啓発活動

高齢者虐待の防止や早期発見のため、リーフレットやホームページなどを通じて通報や相談窓口の周知を行い、高齢者の権利擁護について普及啓発を図ります。

○市町村・地域包括支援センター職員の資質向上

市町村や地域包括支援センター職員を対象に研修会を開催し、職員の資質向上を図ります。

また、虐待防止ネットワークの構築や虐待対応等困難事例への対応における助言や支援を行います。

○高知県高齢者・障害者権利擁護専門家チームとの連携

高齢者の困難事例に対し専門的な助言を行う高知県高齢者・障害者権利擁護専門家チームと連携し、高齢者の虐待防止に取り組む市町村への支援を行います。

○介護施設職員等の資質向上

介護施設職員等を対象に、高齢者虐待の防止や身体拘束の廃止など、利用者の権利擁護の視点に立った介護に関する考え方を習得するための研修会を開催します。

2 高齢者の権利擁護の推進

現状と課題

高齢者が認知症などにより判断能力が衰えたり、介護が必要になった場合でも、その人らしい尊厳ある生活と人生を送るためには、権利を擁護するしくみづくりが重要です。

高齢者虐待など、高齢者の権利侵害が関係する困難事例が発生している中で、権利擁護に関する身近な相談窓口である地域包括支援センターが行う総合相談支援業務や、成年後見制度の活用などの権利擁護業務を支援する必要があります。

成年後見制度は、判断能力が十分でない人がさまざまな法律行為を行う場合に、本人の能力を補い権利を保護するための制度で、平成12年度から実施されています。特に、認知症高齢者には、介護保険サービスの利用などの各種契約や財産管理などを行うにあたって、成年後見制度の活用が一つの手段となり、今後、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の需要はさらに増大することが見込まれます。こうした状況を踏まえ、成年後見制度の利用促進に関する総合的・計画的な促進を図るため、成年後見利用促進法に基づき、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。必要な人が、成年後見制度をその人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築等、利用促進に向けた取組のさらなる推進が求められています。

このほか、認知症高齢者などの日常生活を支援するための事業として、平成11年に「地域福祉権利擁護事業」が創設され、現在では「日常生活自立支援事業」に名称を変更して、地域住民により身近な県内各市町村社会福祉協議会に専門員を設置して実施されています。この事業には、福祉サービス利用のための援助、日常の金銭管理、住民票の届出等行政手続きの代行などのメニューがあります。高齢者が増加する中、利用者は増加傾向にあり、本事業の需要がさらに高まることが見込まれます。

こうした高齢者の権利擁護に関する相談窓口や制度の活用について、高齢者やその家族に対する周知を図っていく必要があります。

今後の取組

○関係機関が連携した高齢者の権利擁護の推進

圏域別の「権利擁護担当者意見交換会」を開催し、関係機関の課題や情報の共有と連携の強化を図り、地域の実情に応じたしくみづくりを支援します。

○成年後見制度の利用促進に向けた支援

市町村が中核機関を設置し、権利擁護支援の地域連携ネットワーク等の機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）を段階的・計画的に進めていく成年後見制度の利用促進に向けた取組を支援します。

また、市町村や高知県社会福祉協議会が実施する成年後見制度の後見人の担い手確保（市民後見人や法人後見）の取組を支援します。

○日常生活自立支援事業の活用促進

日常生活自立支援事業のさらなる周知を図るため、関係機関はもとより、地域住民へのPRを行います。

○日常生活自立支援専門員、生活支援員の資質の向上

専門員の実務研修や総合相談・個別支援研修及び生活支援員現任研修会などを通じて、地域を基盤とした相談援助について、専門員と生活支援員の専門性を高めていきます。

○高齢者総合相談での相談対応

高知県高齢者・障害者権利擁護センターにおいて、高齢者やその家族が抱える各種の心配ごとや悩みごとの相談に応じます。

高知県高齢者総合相談

高知県立ふくし交流プラザ 4階 ☎ (088) 875-0110

【一般相談】 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
9:00～16:00

【法律相談】 第1・3木曜日（祝日・年末年始を除く）
※事前予約制
13:00～15:00

※相談はすべて無料で個人の秘密は守られます。

3 介護知識や技術の普及・啓発

現状と課題

高齢者が介護を受けるようになっても地域で安心して心豊かに過ごすためには、高齢者やその家族を県民全体で支えることが大切です。

そのためには、県民一人ひとりが基本的な介護知識や介護技術についての理解を深めることが重要です。

県では、県民向けに介護知識や技術の普及・向上を目的とした介護講座の実施や、要介護状態となった場合など日常生活を支えるための補助用具として活用が欠かせない福祉用具の展示、試用貸出などを県立ふくし交流プラザで行っており、市町村においても、地域支援事業により家族介護教室などの取組を行っています。

また、高齢化の進行に伴って認知症高齢者が増加しているため、認知症の正しい知識の普及も重要となってきています。このため、県では、パンフレットの配布などによって、県民に認知症に関する正しい知識を持ってもらうための普及啓発を行っています。

ふくし交流プラザでの主な事業内容

- ・ 高齢者疑似体験による小中高生への福祉教育の推進
- ・ 一般県民を対象とした基本的な介護知識及び技術習得講座の開催
- ・ 福祉用具の展示・貸出
- ・ 介護などの相談

今後の取組

○県民に対する介護知識や技術の普及・啓発

基礎的な介護の知識や技術についての実技を含む講座を開催し、県民への介護知識や技術の普及啓発を図ります。

○福祉用具の展示・試用貸出等による活用の促進

利用者の生活ニーズや身体状況などに配慮した福祉用具の展示や試用のための貸出を実施します。

○認知症に関する正しい知識の普及・啓発

パンフレットの配布などにより、認知症に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

4 ひとにやさしいまちづくりの推進

現状と課題

高齢者を含むすべての県民が自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加することができるひとにやさしいまちづくりの実現のためには、建築物のバリアフリー化をはじめ、安全かつ円滑に移動できる歩行空間の確保や、すべての人々が憩う場である公園施設などについても安全で安心して利用できる整備が必要です。

また、高齢化の進行によって、通院や買い物など、高齢者等の生活を支える基盤となる公共交通の果たす役割は、ますます大きくなっています。そのため、高齢者等が利用しやすい低床型車両の導入や路面電車の停留場のバリアフリー化などの整備を交通事業者や市町村とともに積極的に推進していくことが必要です。

すべての県民が安全で快適に暮らすことができる高知の実現を目指して、県民の温かい心に支えられたひとにやさしいまちづくりを進めていくために、平成9年に「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」を制定しました。

これにより、必要な整備基準を定め、高齢者等が安全かつ快適に利用することができる公共的施設及び公共輸送車両等の整備の推進を図り、ひとにやさしいまちづくりのために必要な施策を推進しています。

また、高齢者や障害者など移動に配慮が必要な人に利用証を交付し、量販店や公共的施設などの施設管理者の協力のもとで駐車時に利用証の提示や掲示を求める「こうちあったかパーキング制度（高知県障害者等用駐車場利用証交付制度）」を平成23年2月から実施し、障害者等用駐車場の適正利用を促進しています。

今後の取組

○施設整備設計マニュアルに基づく公共的施設の整備

公共的施設の新築等をしようとする事業者等に対して、整備基準に適合するよう必要な指導及び助言を行います。

○公共輸送車両等のバリアフリー化への支援

交通事業者及び市町村が行う低床型バスの導入や路面電車の停留場のバリアフリー化などの取組を支援します。

○こうちあったかパーキング制度の普及

パンフレットや広報誌等による広報・啓発を行うとともに、新規協力施設の開拓に取り組み、制度の普及に努めます。

5 安全対策の推進

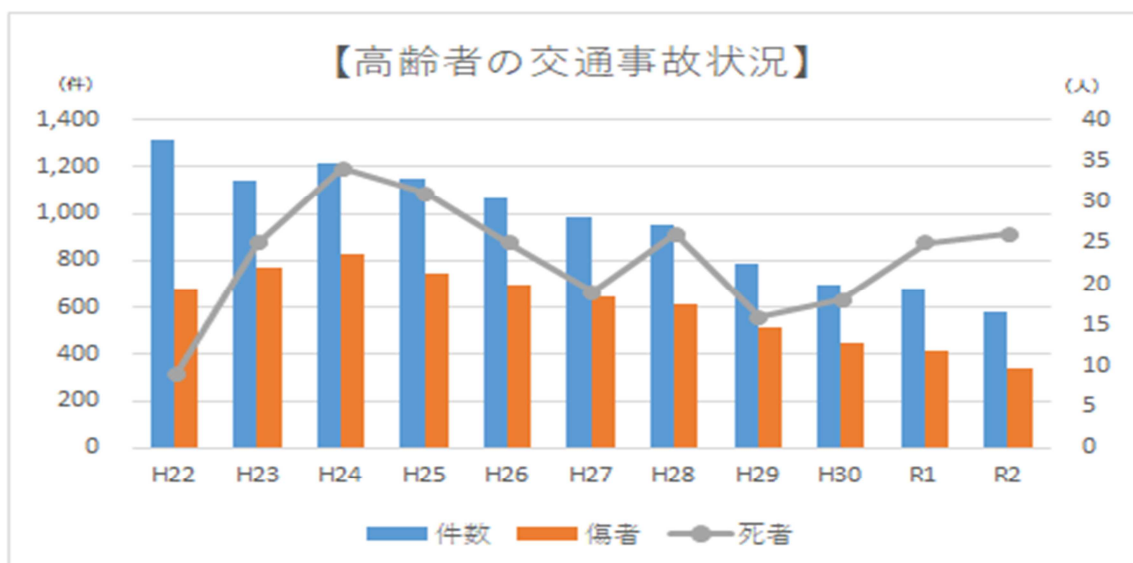
5-1 交通安全対策

現状と課題

近年、高齢者の交通事故が社会的問題となっています。高齢者が関係する交通事故の件数、負傷者は減少傾向にあるものの、死者数は増減を繰り返して推移しており、令和2年は交通事故死者全体のうち高齢者の占める割合が7割を超えています。また、加齢に伴う身体機能や認知機能の低下による、高齢運転者の交通事故の発生も増加傾向にあり、高齢者の交通安全対策の推進は重要な課題となっています。

そのため、高齢者の事故実態に応じた具体的な交通安全教育を行い、高齢者同士の相互啓発などによる交通安全意識の高揚を図ることが大切です。

特に、老人クラブに加入していないなど、交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者が犠牲になる傾向がありますので、交通安全関係機関・団体等と連携して、高齢者世帯の訪問による個別指導や多様な機会を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進していく必要があります。



今後の取組

○老人クラブなどの高齢者団体を通じた普及・啓発

老人クラブ等の各種の会合における出前式の交通安全教室など、高齢者の交通事故の実態に即した啓発活動を実施します。

○高齢者世帯の訪問などによる普及・啓発

「高齢者交通事故防止キャンペーン」などにおける高齢者世帯訪問による個別指導や免許返納などの働きかけ、街頭啓発、年金支給日における金融機関での啓発など、多様な機会を活用した啓発活動を実施します。

5-2 消費者保護と犯罪の被害から高齢者を守る対策

現状と課題

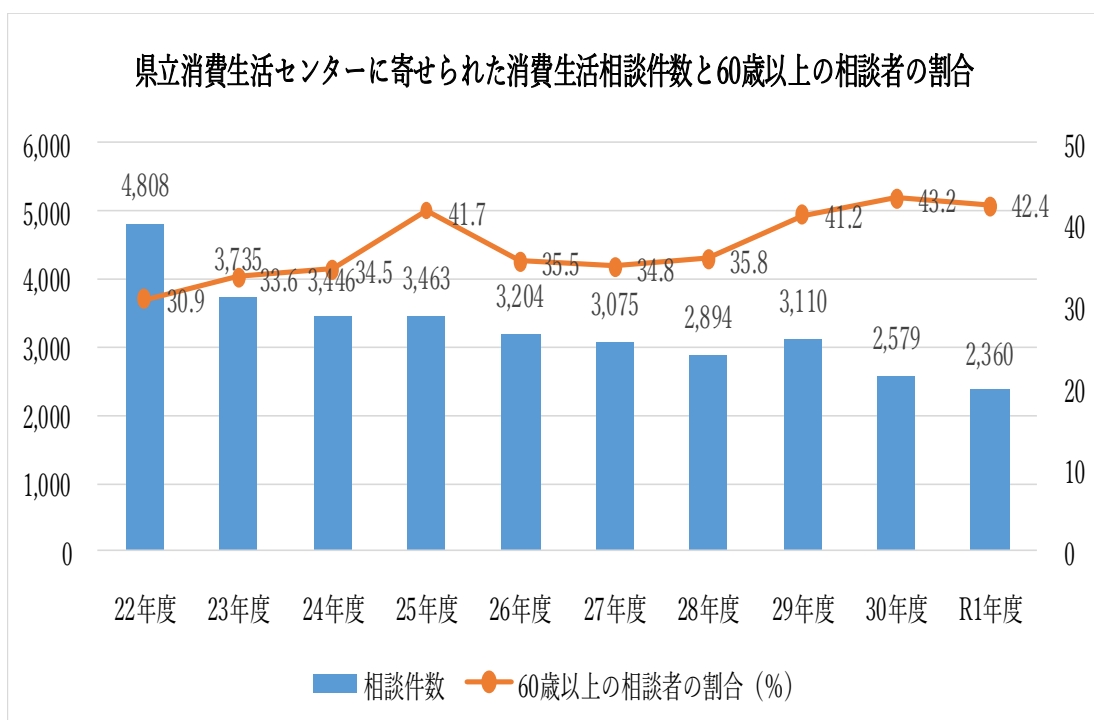
高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯が多い中、平成22年度以降、県立消費生活センターに寄せられた相談の契約当事者の年齢別では、70歳以上が最も多く、劇場型勧誘（買え買え詐欺）や個人情報がらみの勧誘等手口が巧妙化、悪質化している事例の相談が県や市町村の消費生活相談窓口に寄せられています。

高齢者の消費者被害は、周りの人からの相談が多く、被害の未然防止や早期救済のためには、高齢者自身への注意喚起とともに、日頃からの高齢者の見守りを通して、早期に相談窓口につなげることが重要です。

また、これまで県民への広報啓発や身近な市町村窓口の充実強化に取り組んできた結果、2市1広域市町村圏事務組合（構成団体6市町村）で消費生活センターが設置されるなど相談体制が整いつつあります。

今後は、これらの体制をもとに、高齢者や高齢者を見守る人へのきめ細かな啓発や、地域のネットワークによる見守りを強化する必要があります。

また、振り込め詐欺などの犯罪の被害から高齢者を守るため、市町村や地域で活動する団体などと連携して、広報啓発活動を一層推進していく必要があります。



今後の取組

○消費生活相談窓口の充実と連携強化

相談員などを対象とする研修の開催や、法律専門家の助言などによって対応力の強化を図るとともに、消費者被害に関する情報や未然防止のための取組など関係機関等との情報共有と連携強化を図ります。

○地域の見守りネットワーク関係機関への啓発・情報提供の充実及び連携の促進

出前講座の開催や情報紙の配布、見守り情報の発信を行います。

また、高齢者を見守るネットワークとの連携について、先進的な取組の情報収集やその内容の情報提供を行い、地域の実情に応じた具体的な取組を促進します。

○広報・啓発活動の推進

広報紙の発行、啓発イベントの開催、ポスター、チラシ、パンフレットなどを活用した幅広い広報啓発活動を実施するとともに、関係機関、関係団体との連携による出前講座等を開催します。

○高齢者の見守り活動の推進

高齢者をターゲットにした架空請求詐欺などによる被害を防ぐための講演会などを開催するほか、地域活動団体の協力を得て、個別訪問などによる情報の提供や啓発を行います。